

○高浜市権利擁護支援センター事業実施要綱

平成26年10月1日

(目的)

第1条 この要綱は、権利行使や権利侵害への対応に社会的な支援が必要な高齢者及び障害者に対し、権利擁護に関する相談から支援までを総合的に行う高浜市権利擁護支援センター事業(以下「事業」という。)を実施することにより、高齢者及び障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、高浜市とする。ただし、事業を適切に実施できると認められる法人その他の団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 権利擁護に関する専門的な相談及び支援
- (2) 成年後見制度の利用に関する相談等の支援
- (3) 権利擁護に係るスーパーバイズ及びコーディネート支援
- (4) 権利擁護に関する支援を推進するためのネットワークの構築
- (5) 権利擁護に係る人材の養成
- (6) 権利擁護に係る広報及び啓発
- (7) その他市長が必要と認める事業

2 事業の実施に当たっては、関係行政機関等と連携を図り、円滑な運営に努めなければならない。

(実施日等)

第4条 事業の実施日及び実施時間は、次に掲げる日以外の午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。